

## 『生活保護関係法令通知集 令和6年度版』お詫びと訂正

本書に収録いたしました法令に改正漏れがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。(2024(令和6)年9月11日更新)

No.	該当箇所	誤	正
1	5 頁 17・18 行目	注 未施行分については〔参考4〕として72頁に収録（公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日施行分）	注 未施行分については〔参考5〕として72頁に収録（公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日施行分）
2	5 頁 23～29 行目	（追加）  注1 令和4年6月17日法律第68号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第237条（令和5年5月法律第28号により一部改正）による改正は未施行につき〔参考2〕として70頁以降に収録（令和7年6月1日施行）  注2 令和4年12月16日法律第104号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」第3条による改正は未施行につき〔参考3〕として71頁以降に収録（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）	注1 <a href="#">令和6年6月12日法律第47号「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」附則第23条による改正は未施行につき〔参考2〕として70頁に収録（令和6年10月1日施行）</a>  注2 令和4年6月17日法律第68号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第237条（令和5年5月法律第28号により一部改正）による改正は未施行につき〔参考3〕として70頁以降に収録（令和7年6月1日施行）  注3 令和4年12月16日法律第104号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」第3条による改正は未施行につき〔参考4〕として71頁以降に収録（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
3	70 頁 11 行目の次に 入る	（追加）	〔参考2〕  ● <a href="#">子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（抄）</a>  <a href="#">（令和6年6月12日法律第47号）</a>  <a href="#">附 則 抄</a>  <a href="#">（施行期日）</a>  <a href="#">第1条 この法律は、令和6年10月1日から施行する。〔以下略〕</a>  <a href="#">（生活保護法の一部改正）</a>  <a href="#">第23条 生活保護法（昭和25法律第144号）の一部を次のように改正する。</a>

			別表第1の三の項第2号中「又は同法附則第2条第1項に規定する特例給付」を削る。
4	70 頁 12 行目	[参考 2]	[参考 3]
5	71 頁 下から 8 行目	[参考 3]	[参考 4]
6	72 頁 12 行目	[参考 4]	[参考 5]
7	1894 頁 18～20 行目	注 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第 221 条（令和 5 年 5 月法律第 28 号により一部改正）による改正は未施行につき〔参考 2〕として 1906 頁以降に掲載（令和 7 年 6 月 1 日施行）  (追加)	注 1 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」第 221 条（令和 5 年 5 月法律第 28 号により一部改正）による改正は未施行につき〔参考 2〕として 1906 頁以降に掲載（令和 7 年 6 月 1 日施行）  注 2 令和 6 年 6 月 5 日法律第 43 号「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」附則第 11 条による改正は未施行につき〔参考 3〕として 1907 頁に掲載（公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日施行）
8	1907 頁 17 行目の次に 入る	(追加)	[参考 3]  ● <u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（抄）</u>  <u>附 則 抄</u>  <u>（施行期日）</u>  <u>第 1 条</u> この法律は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔以下略〕  <u>（生活困窮者自立支援法の一部改正）</u>  <u>第 11 条</u> 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）の一部を次のように改正する。  <u>第 7 条第 5 項中「第 42 条各号」を「第 62 条各号」に改める。</u>